

1. 法人税

❖ 預金に対する法人税の政策

2022年11月23日付、ハノイ市の税務局発行の預金に対する法人税の政策についてのオフィシャルレター・第57306/CTHN-TTHT号によると、以下の内容になります。

税務局は法人税が、徴収可能だと予想されるが実際に発生していない所得金額に対して、どんな所得がその課税期間の法人税の課税額に算入されるか規定していないことについて案内します。

預金、支払利息からの収入が法律規定に従って支払利息から発生する支払額より高く発生する場合、課税所得を確定する時、相殺後差額がその他の所得に計上されます。

❖ テクノロジー・科学会社に対する法人税の優遇政策

2022年12月26日付、ハノイ市の税務局発行のテクノロジー・科学会社に対する法人税の優遇政策についてのオフィシャルレター・第64221/CTHN-TTHT号によると、以下の内容になります。

2021年1月11日付、2021年1月11日付、財務省発行の通達・第03/2021/TT-BTC号に規定される条件を満たすテクノロジー・科学会社は以下の法人税の優遇措置を得ることになります。

- 4年間の免税；
- 免税した後の9年間以内の科学・テクノロジーの結果から発生する商品を経営、生産する活動からの所得に対する法人税の50%で減税されます。

免税、減税の期間はテクノロジー・科学の企業登録証明書を発給してから連続で計算されます。

2. 個人所得税

❖ 外国人の個人所得税の確定

2022年12月7日付、税務総局発行の外国人の個人所得税の確定についてのオフィシャルレター・第4571/TCT-DNNCN号によると、詳細な内容は以下になります。

2か所からの所得のある外国人に対しては、個人所得税の確定申告を進める時、個人所得税の課税所得は以下のように確定されます。

- 会社に対しては、毎月会社は実際に代払いをした金額で家賃を計算します。ただし、この家賃は、支給した者がベトナム側か日本側かにかかわらず、本社で発生した課税所得（グロスで家賃、水道・光熱費及び付随サービス（もしあれば）が含まれない）の総額の15%を超えてはいけません。
- 外国人の個人に対しては、支給した者にかかわらず、個人所得税を確定申告をするための課税所得がベトナムの国内と海外からの所得に確定されます。

❖ 源泉徴収をされる給与・報酬からの所得の個人所得税、行政違反行為の処罰及び個人所得税の還付

2022年12月12日付、ハノイ市の税務局発行の源泉徴収をされる給与・報酬からの所得の個人所得税、行政違反行為の処罰及び個人所得税の還付についてのオフィシャルレター・第61433/CTHN-TTHT号の詳細な内容は以下になります。

- 法律規定に従って個人所得税の確定申告を行う労働者に対しては、年収ごとの控除後課税所得がそれぞれの月の課税所得の総額です。
- 間違っして申告する行為があることを理由として未納税金が発生する場合、税務関連の行政違反行為の罰金を果たします。
- 委任する個人の給与・報酬からの個人所得税を還付するための申請手続きと還付手続きを処理する期間は2021年9月29日付、財務省発行の通達・第80/2021/TT-BTC号の第42条と2022年6月13日付、国会発行の税務管理法・第38/2019/QH14号の第75条に従います。

❖ 個人所得税の確認申告に対する委任

2023年1月4日付、ハノイ市の税務局発行の個人所得税の確認申告に対する委任についてのオフィシャルレター・第289/CTHN-TTHT号の詳細な内容は以下になります。

労働者は2つの別な会社と労働契約書を締結して両方にも源泉徴収して段階別累進課税表に従って個人所得税を申告して納税してもらう場合、2020年10月19日付、政府発行の政令・第126/2020/ND-CP号の第8条6項d.2号に規定される給与・報酬からの所得があり、給与・報酬を支給する者に個人所得税の確定申告を委任する場合に該当しません。

3. 付加価値税

❖ 輸出委託の場合に対する付加価値税の政策

2022年12月8日付、ハノイ市の税務局発行の輸出委託に対する付加価値税の還付の政策についてのオフィシャルレター・第60513/CTHN-TTHT号によると、以下の内容になります。

仕入付加価値税が還付される場合：

- 輸出委託の場合も含まれる輸出品：その月又は四半期以内の300,000,000ドン以上の未控除の仕入付加価値税のある場合（財務省発行の通達・第25/2018/TT-BTC号に従う。）
- 輸出品又は輸出に見なされる商品：税務商発行の通達・第219/2013/TT-BTC号の第16条、第17条に規定される手続きに従って及び条件を満たさなければなりません。

輸出を委託される商品のある会社は、付加価値税の還付の基礎として、政府発行の政令・第123/2020/ND-CP号の第13条3項b号に従ってインボイスを作成しなければなりません。

4. インボイス

❖ 税務機関のコードがありレジに作成される電子的なインボイスの展開

2022年12月5日付、税務総局発行の税務機関のコードがありレジに作成される電子的なインボイスの展開についてのオフィシャルレター・第4517/TCT-DNNCN号によると、以下の詳細な内容になります。

税務総局はそれぞれの直接的な事業のグループによって、各税務局のフェイズ1にレジで作成するインボイスの展開を実行することができる会社、事業世帯を収集して数を確定することができました。

展開スケジュール：

- フェイズ1：レジで発行する税務機関のコードのある電子インボイスのプログラムを公開する日（公開日は2022年12月15日に予定されます。）から2023年3月の終わりまで、税務総局に報告するリストに従って電子インボイスを展開することができる会社、事業世帯に対して展開します。
 - グループ1：飲食、レストラン、ホテルを運営する会社、事業世帯

- グループ2：商品の小売（ショッピングモール、スーパーマーケット、日曜消費財の小売り）
- グループ3：西洋薬の小売り
- グループ4：行楽サービス、バスの切符、道路料金などのその他のサービス

- 次のフェイズ：2023年4月1日以降、税務局が残る会社、事業世帯に対して積極的にリストを作成し、展開を実行させてから、税務総局に結果を報告します。

5. 労働

❖ 困難、有害な業務を就労する労働者に対する現物賠償の増加

2022年11月30日付、労働傷病兵社会省発行の困難、有害、危険な業務を就労する労働者に対する現物賠償についての通達・第24/2022/TT-BLDTBXH号の詳細な内容は以下になります。

2023年3月1日より、困難、有害、危険な業務を就労する労働者に対しては、賠償する現物は次のように増加します。

10,000 から 13,000 ドン/日に（レベル1）

15,000 から 20,000 ドン/日に（レベル2）

20,000 から 26,000 ドン/日に（レベル3）

25,000 から 32,000 ドン/日に（レベル4）

本通達は2023年3月1日より有効して、2013年10月18日付の通達・第25/2013/TT-BLDTBXH号の置換物となります。

❖ 治療保険の新鑑定手続き：2つの鑑定方法の並行

2022年12月12日付、ベトナム社会保険機関発行の治療保険鑑定手続きについての決定書・第3618/QD-BHXH号によると、以下の内容になります。

2023年1月1日より、治療保険鑑定手続きは並行的に実行される積極的な鑑定（保険機関に直接的に実行される方法）と自動的な鑑定（ソフトウェアを利用してデータベースでの情報を検索する方法）2つの鑑定方法で実行されます。

それに、新鑑定手続きは治療保険の診断費、治療費の鑑定業務を、データの上の鑑定、書類、書面の上の鑑定及び直接的な支払いの上の鑑定3つの方式で実行されると詳細に案内します。

お問合せ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、6 階、603 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。